

事後調査の結果

調査項目	廃棄物
予測した事項	工事の施行に伴う建設廃棄物及び建設発生土の排出量

1 調査事項

- ① 予測した事項
工事の施行に伴う建設廃棄物及び建設発生土の排出量
- ② 予測条件の状況
施工状況（造成工事、撤去工事等）
- ③ 環境保全のための措置の実施状況

2 調査地域

調査地域は、区間①（一般部）の土工（掘削・積込）で工事実施範囲とした。

3 調査手法

（１）調査期間

- ① 予測した事項
工事の施行中の建設廃棄物及び建設発生土が発生する期間とし、今回調査の対象とした工事の施行期間である平成 29 年 1 月～平成 31 年 3 月までとした。
- ② 予測条件の状況
工事の施行中の随時とした。
- ③ 環境保全のための措置の実施状況
工事の施行中の随時とした。

（２）調査地点

- ① 予測した事項
図 1-1（p7）に示す計画道路の工事施工区域とした。
- ② 予測条件の状況
「① 予測した事項」と同様とした。
- ③ 環境保全のための措置の実施状況
「① 予測した事項」と同様とした。

（３）調査方法

- ① 予測した事項
現地調査及び工事関連資料の整理により行った。
- ② 予測条件の状況
現地調査及び工事関連資料の整理により行った。
- ③ 環境保全のための措置の実施状況
現地調査及び工事関係資料の整理により行った。

4 調査結果

(1) 事後調査結果の内容

① 予測した事項（工事の施行に伴う廃棄物及び建設発生土の排出量）

発生した廃棄物及び建設発生土の排出量を表 3-1 に示す。

工事に伴う既存道路舗装等の撤去により、コンクリート塊 6.7m³、アスファルト・コンクリート塊 56.6 m³、その他がれき類（路盤材）が 35.4m³発生した。

発生した廃棄物は全て再資源化施設に搬出した。

建設発生土については 238.7m³発生し、公共工事等の建設発生土の利用機関である建設資源広域利用センターに搬出し、発生土の再利用を図った。

発生した廃棄物及び建設発生土の再資源化率及び再利用率は、すべて 100%であった。

表 3-1 廃棄物及び建設発生土の調査結果

種別		単位	排出量	再資源化 及び 再利用率	備考
廃 棄 物	コンクリート塊	m ³	6.7	100%	再資源化施設に搬出し、再生骨材等として再資源化を図った。
	アスファルト・ コンクリート塊	m ³	56.6	100%	再資源化施設に搬出し、再生アスファルト・コンクリート、再生骨材として再資源化を図った。
	その他がれき類 （路盤材）	m ³	35.4	100%	再資源化施設に搬出し、再生路盤材として再資源化を図った。
建設発生土		m ³	238.7	100%	建設資源広域利用センターに搬出し、発生土の再利用を図った。

② 予測条件の状況（施工状況（造成工事、撤去工事等））

調査期間である平成 29 年 1 月～平成 31 年 3 月の施工状況は、計画道路南側の起点付近である一般部

①（起点側）において土工（掘削・積込）を実施した。

③ 環境保全のための措置の実施状況

環境保全のための措置の実施状況は、表 3-2 に示すとおりである。

なお、本調査期間中（平成 29 年 1 月～平成 31 年 3 月）、廃棄物に関する苦情はなかった。

表 3-2 廃棄物に係る環境保全のための措置の実施状況

評価書における記載内容	事後調査時における実施状況
事業の実施に伴い発生する廃棄物は「建設副産物適正処理推進要綱」（平成 14 年 国土交通省事務次官通達 国官総第 21 号、国総建第 137 号）、「東京都建設リサイクル推進計画」（平成 20 年 4 月 東京都）、「東京都建設リサイクルガイドライン」（平成 21 年 4 月 東京都都市整備局）等に従い、他の公共事業との調整を図りながら、再利用に努める。	事業の実施に伴い発生する廃棄物は、今回、工事間での再利用はなかったが、「建設副産物適正処理推進要綱」、「東京都建設リサイクル推進計画」、「東京都建設リサイクルガイドライン」などに従い、再資源化施設に搬出して再資源化に努めた。
建設発生土については、総量の削減に努めるとともに、搬出する場合は、「東京都建設リサイクルガイドライン」（平成 21 年 4 月 東京都都市整備局）に基づき、公共事業における建設発生土の利用を調整（利用調整会議）して、建設発生土の搬出時に他の公共事業（ストックヤードへの仮置きを含みます。）への利用（工事間利用）や再利用センター（再利用機関）等に指定地処分するなど、建設発生土の有効利用に努め、搬出に当たっては受入先の受入基準を確認する。	本調査の対象期間中の工事で発生した建設発生土は全量を「建設資源広域利用センター」に搬出し、発生土の再利用を図った。 また、搬入に際しては受入基準内であることを確認した。
コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び木くずについては、再資源化施設などを活用し、再生骨材、再生路盤材及び燃料等として再生品化を図るとともに、再生品を率先して利用するなど、全て再資源化する。	既設構造物の撤去等で発生したコンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊は、再資源化施設に搬出し、再資源化を図った。
舗装路盤材等については、リサイクル材の使用に努める。	本調査の対象期間中の工事で使用した舗装路盤材等（舗装路盤材、アスファルト・コンクリート）は再生資材を利用した。
事業の実施に伴い発生する建設廃棄物は、全て再資源化する。やむを得ず再利用が困難な建設廃棄物が発生した場合は、東京都が指定する処理施設に運搬する。運搬の際にはマニフェスト制度に従い、適切に処理する。	本調査の対象期間中の工事で再利用が困難な建設廃棄物は発生しなかった。
小平中央公園に隣接する樹林地の既存樹木を可能な限り環境施設帯等に残す計画とし、伐採する樹木量の低減に努める。	本調査の対象期間においては、小平中央公園に隣接する樹林地では工事が実施されなかったため、該当しない。 今後、小平中央公園に隣接する樹林地の施工時においては、既存樹木を可能な限り環境施設帯等に残すよう努め、適切な環境保全に努める。
玉川上水緑道については、改変される面積を可能な限り低減する計画とし、伐採する樹木量の低減に努める。	本調査の対象期間においては、玉川上水緑道では工事が実施されなかったため、該当しない。 今後、玉川上水緑道の施工時においては、改変される面積を可能な限り低減するよう努め、適切な環境保全に努める。

※マニフェスト制度：産業廃棄物を適正に処理するため、管理票により適正な処理がなされているかを確認する制度。

（２）評価書の予測結果と事後調査結果との比較検討

評価書の予測結果及び今回の事後調査結果を表 3-3 に示す。

評価書の予測では、廃棄物としてコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の排出を予測していたが、事後調査結果では、さらにその他がれき類（路盤材）を排出した。これは、評価書作成時ににおいて予測していなかった、仮設道路施工に伴い舗装の路盤材が発生したためである。

排出した廃棄物及び建設発生土については、評価書で示した環境保全のための措置を実施し、再資源化施設や建設資源広域利用センターに搬出し、再資源化や再利用を図った。

なお、評価書の予測では、全工事期間における廃棄物及び建設発生土の排出量を算出しているため、今回の事後調査結果における排出量との直接的な比較はできないものの、コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊について、現時点では予測結果を下回っている。

表 3-3 評価書の予測結果と事後調査結果

種別		環境影響評価書	事後調査結果	
		予測結果	排出量	再資源化率 及び 再利用率
廃 棄 物	コンクリート塊	約 495m ³	6.7m ³	100%
	アスファルト・コンクリート塊	約 1,693m ³	56.6m ³	100%
	その他がれき類（路盤材）	—	35.4m ³	100%
建設発生土		約 18,632m ³	238.7m ³	100%

備考：事後調査結果のうち、コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊、その他がれき類（路盤材）の排出量は、以下の資料を参考にして重量換算係数（t/m³）を 2.35 として算出した。

「平成 30 年度 建設副産物実態調査利用量・排出先調査票」（平成 30 年度 国土交通省）